

令和6年度 利用者負担額表

○3号認定

定 義	階層区分	利用者負担額 (月額)			
		児童の年齢			
		0歳児		1・2歳児	
		保 育 標準時間	保 育 短時間	保 育 標準時間	保 育 短時間
生活保護法による被保護世帯	第1	円 0	0	円 0	0
市町村民税非課税世帯	第2	0	0	0	0
市町村民税所得割課税額48,600円未満	第3	10,800 第2子 0	10,600 第2子 0	10,800 第2子 0	10,600 第2子 0
市町村民税所得割課税額57,700円未満	第4	20,200 第2子 0	19,800 第2子 0	20,200 第2子 0	19,800 第2子 0
市町村民税所得割課税額97,000円未満	第4	20,200 第2子 0	19,800 第2子 0	20,200 第2子 0	19,800 第2子 0
市町村民税所得割課税額169,000円未満	第5	33,300 第2子 0	32,700 第2子 0	33,300 第2子 0	32,700 第2子 0
市町村民税所得割課税額235,000円未満	第6	40,600	40,000	40,600	40,000
市町村民税所得割課税額301,000円未満	第7	48,100	47,300	48,100	47,300
市町村民税所得割課税額397,000円未満	第8	65,200	64,100	65,200	64,100
市町村民税所得割課税額397,000円以上	第9	86,800	85,400	81,800	80,200

国年齢撤廃

市年齢撤廃

- 注1 表中の年齢については、令和6年4月1日現在の満年齢により決定します。
- 注2 階層区分は、4～8月は前年度分の市町村民税所得割課税額、9月からは当年度分の市町村民税所得割課税額により決定します。
- 注3 市町村民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等）は適用されません。
- 注4 第3階層から第5階層の世帯については、第1子の年齢制限なく生計を一にする子や孫（別居監護も含む）がいる場合、第2子以降の保育料は無料とします。（点線枠）
- 注5 第6階層以上の世帯については、第1子の年齢制限なく生計を一にする子や孫（別居監護も含む）がいる場合、第2子の保育料を半額、第3子以降の子の保育料を無料とします。

○ひとり親・在宅障がい児(者)がいる世帯の利用者負担額

定 義	階層区分	利用者負担額 (月額)			
		児童の年齢			
		0歳児		1・2歳児	
		保 育 標準時間	保 育 短時間	保 育 標準時間	保 育 短時間
市町村民税所得割課税額48,600円未満	第3	1,300	1,300	1,300	1,300
市町村民税所得割課税額77,101円未満	第4	1,300	1,300	1,300	1,300

- 注1 上記の表は第1子の保育料。第2子以降は無料。
- 注2 第4階層のうち、市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯及び第5階層以上の世帯については、上記注4・注5の世帯と同様の措置となります。

- 砂川市に住所を有する児童が、他市町の保育所を利用する場合の保育料は、本市の利用者負担額表を適用します。詳細は子ども保育係にお問い合わせください。